

## 少しの気づかいで取り除こう！社会的障壁 バリア

平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されています。この法律は、民間事業者や行政機関を対象に、“障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止”や、障害のある方が日常生活を送る中で障壁となるものを取り除く“合理的配慮の提供”などを定めています。

### 合理的配慮の具体例

- ①聴覚に障害をお持ちの方へ筆談やイラストで案内する
- ②視覚に障害をお持ちの方へ声による読み上げや点字を活用する
- ③精神疾患をお持ちの方へ必要な情報を簡潔に分かりやすい言葉で説明する

### 山武圏域障害者差別解消支援地域協議会を設置

障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、平成29年4月から山武郡市3市3町共同で、山武圏域障害者差別解消支援地域協議会が組織されています。この協議会は、地域の実情に応じた差別解消のための取組事例を検討し、関係する機関などと連携を図ります。

☎福祉課障害福祉班 ☎84-1257 FAX84-2713

### マンガでわかる障害者差別解消法

千葉県では、障害者差別解消法の内容や障害のある方への配慮の具体例を、4コママンガでストーリー化した啓発資料を作成しました。千葉県健康福祉部障害者福祉推進課のホームページからダウンロードできます。

☎千葉県健康福祉部障害者福祉推進課  
☎043-223-2338 FAX043-221-3977

## 12月3日(月)～9日(日)「障害者週間」

この週間は、みなさんに広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。この機会に、誰もが暮らしやすい地域共生社会について考えてみましょう。

各種障害者手帳の取得や障害福祉サービスの申請、その他障害福祉に関することは、下記へお気軽にご相談ください。

☎福祉課障害福祉班 ☎84-1257

## 知ろう！防ごう！障害者虐待

障害者虐待は、障害者に対する重大な権利侵害で、家庭・施設・職場など、どこでも起こりうる問題です。しかし、虐待をしているという認識がない場合や、虐待を受けている障害者自身も被害を認識できず、被害を訴えられない場合もあります。問題が深刻化する前に、いち早く発見し、適切な支援を行い、地域全体で障害のある方とその家族を支えていくことが大切です。

虐待を発見した方からの通報、虐待を受けた障害者本人からの相談は、下記へご相談ください。

通報や届出の内容から虐待が疑われる場合には、関係機関と連携しながら事実確認を行うとともに、障害者の保護・自立支援等に向け、適切に対応します。相談者の秘密は厳守します。

### ☎横芝光町障害者虐待防止センター（福祉課内）

☎月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

☎84-1257 FAX84-2713

☎時間外専用ダイヤル(中核地域生活支援センター「さんネット」内)

☎夜間、土・日曜日、祝休日、年末年始

☎080-2597-3637

## 町会生活改善協議会 手作り料理を食卓に

### 甘酒プリン

材料(4人分)：1人分 194kcal

- 粉ゼラチン ..... 5g
- 水 ..... 大さじ2
- 牛乳 ..... 1カップ(200ml)
- 砂糖 ..... 15g
- 甘酒 ..... 150g
- 生クリーム(乳脂肪) ..... 50ml
- しょうが汁 ..... 小さじ1
- <飾り用>
- 生クリーム(乳脂肪) ..... 50ml
- いちご ..... 2個

### 作り方

- ①ゼラチンは水を振り入れて混ぜ、ふやかしておく。
- ②小鍋に牛乳と砂糖を入れ、ひと煮立ちさせて砂糖を溶かし、火を止め①のゼラチンを加えしっかり混ぜて溶かし、粗熱をとる。ザルで裏ごしをした甘酒、生クリーム、しょうが汁を加えて混ぜる。
- ③②をボウルに移して氷水で冷やし、少しとろりとさせ、器に流し冷蔵庫で冷やし固める。
- ④飾りの生クリームは、氷水で冷やしながらか七分立てにする。いちごはヘタをとり、縦4つ切りにし、③の上に飾る。

